

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム実施要綱

5 公東観コ誘第 37 号
令和 4 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、東京の島しょ地域への MICE 誘致を促進するために行う、MICE の開催支援プログラムの提供（以下「開催支援プログラム」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) MICE

企業系会議 (M: Meeting)、企業の報奨・研修旅行 (I: Incentive Travel)、国内・国際会議 (C: Convention)、展示会・イベント等 (E: Exhibition/Event) の総称をいう。

ア 企業系会議 (M: Meeting)

複数拠点を有する国内外の企業等が、各拠点の管理者や従業員を集めて行う会議

イ 企業の報奨・研修旅行 (I: Incentive Travel)

複数拠点を有する国内外の企業等が、社員・代理店の表彰、顧客の招待、従業員の研修・福利厚生等を目的に、各拠点から対象者を集めて実施する報奨・研修旅行

ウ 国内・国際会議 (C: Convention)

国家機関、国内・国際機関、団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体などが主催又は後援する会議

エ 展示会・イベント等 (E: Ex: Exhibition / Ev: Event)

国内・国際機関、団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体などが主催又は後援する展示会、見本市、イベント等

(2) 主催者

自ら MICE の誘致活動を行い、かつ、島しょ開催が決定した場合に当該 MICE の企画・実施に関する一切の事業を行う組織、団体等。

(3) 参加者

MICE 開催に際して、原則として開催地となる島以外の地域から参加する以下の者とする。

M: 主催企業の役員、従業員、外部講演者、司会者、企業顧客 等

C: 国内・国際本部役員、外部講演者、座長、パネリスト、若手研究者、一般参

加者、同伴者 等

Ex：国内・国際本部役員、外部講演者、司会者、パネリスト、出展者、バイヤー、一般来場者 等

Ev：国内・国際本部役員、審査員、出場者 等

(助成対象)

第3条 助成対象となる MICE は、次に掲げる要件をすべて具備するものとする。

- (1) 企業系会議 (M: Meeting)、国内・国際会議 (C: Convention)、及び展示会・イベント等 (E: Exhibition/Event) であること。なお、企業の報奨・研修旅行 (I: Incentive Travel) は対象外とする。
- (2) 開催地が未決定であり、かつ東京の島しょ地域の各島が開催候補地となっていること。
- (3) MICE の規模が、参加者 50 名以上、1泊以上、1日あたり 4 時間以上のプログラムであること。
- (4) MICE の内容は次の一つ以上に該当するものであること。
 - ア 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
 - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
 - ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。
 - エ その他、特に必要と認められるもの。
- (5) 国又は地方自治体が主催するものでないこと。
- (6) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 主催する団体が、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (9) 主催する団体が、同一年度で本助成事業の交付が既に決定されていない、又は、その予定がないこと。
- (10) 島しょ地域の各島で初開催のものであること。ただし、MICE の国際化など拡充要素があると認められる場合は、その限りではない。
- (11) 同一の内容で、国・都道府県・区市町村・東京都の政策連携団体・事業協力団体等から支援を受けた実績又は受ける予定がないこと。
- (12) MICE の主な目的が営利目的（販売活動の実施等）でないこと。
- (13) MICE の成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。

(支援内容)

第4条 開催支援プログラムは、別表1に掲げるとおりとする。ただし、提供する島し

よ内観光ツアー、島しょ内半日テクニカルツアー及び日本文化体験プログラムの参加対象者は原則として、MICE 参加者に限るものとする。

(開催支援プログラムの利用申請)

第5条 主催者は、原則、支援対象 MICE 開催の3か月前までに、「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請書」(第1号様式)(申請書に記載の添付書類全て)を財団に提出しなければならない。

(審査)

第6条 財団は、利用申請のあった MICE について、その適格性等を審査の上、支援対象 MICE の選定及び島しょ地域における MICE 開催支援プログラムの予算枠内で提供する支援プログラムの内容(上限)を決定する。

2 財団は第1項及び「島しょ地域における MICE 開催資金助成事業実施要綱」第7条第1項に定める適格性等の審査を行うため、別途、本審査に係る「島しょ地域における MICE 開催資金助成・開催支援プログラム事業審査要領」を定め、島しょ地域における MICE 開催資金助成・開催支援プログラム事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(支援の決定)

第7条 財団は、前条第1項により決定した支援プログラムの内容(上限)を、「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム 利用承認通知書」(第2号様式)、又は「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム 利用不承認通知書」(第3号様式)により主催者に通知する。

(支援決定内容の変更・取消)

第8条 主催者は、天災事変等により開催支援プログラム事業の内容を変更又は取り消す必要が生じた場合は速やかに「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請の変更・取消申請書」(第4号様式)を提出し、財団の承認を得なければならない。

2 開催時期変更の承認は、原則1回までとし、変更後の会期までに当該 MICE が開催されなかった場合は、利用決定を抹消するものとする。

3 財団は、第1項により主催者が提出した申請書の内容を審査の上、「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請の変更・取消に係る通知書」(第5号様式)により主催者に通知する。

(広報媒体への表示等)

第9条 主催者は、支援対象 MICE の開催に当たっては、広告、パンフレット、ウェブサイト、プログラムその他の広報媒体に、開催支援プログラムを利用している旨の表示を行うこととする。

- 2 表示は、原則、日本語の場合は「特別協力 公益財団法人東京観光財団」とし、英語の場合は「Supported by Tokyo Convention & Visitors Bureau」とする。
- 3 主催者は、支援対象 MICE 開催時の写真の提供及び財団による写真撮影・取材、調査等に協力すること。当該写真や取材・調査結果等は、東京都や財団が広報に活用するものとする。
- 4 主催者は、「Carbon Footprint Calculator for Business Events in Tokyo」を活用し、環境に配慮した MICE 運営に協力すること。

(非常災害の場合の措置)

第10条 非常災害等による被害を受け、支援事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

(事業実績報告)

第11条 主催者は、支援対象 MICE の終了後速やかに、「島しょ地域における MICE 開催支援プログラム 開催結果報告書」(第6号様式)(申請書に記載の添付書類含む)により、財団に事業実績の報告をしなければならない。

(支援決定の取消等)

第12条 財団は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成要件を欠いたとき
- (2) 申請事項、報告事項等に虚偽又は事実と異なる記載があったとき
- (3) 申請事項に変更が生じ、提供が適当でないと認めたとき
- (4) その他理事長が必要と認めるとき

(検査)

第13条 財団は、支援事業の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、主催者に対して報告を求め、帳簿等関係書類の検査を行うことができる。

(東京都との情報共有)

第14条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有できる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、財団がこれを別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づき令和4年度までの交付決定案件の取扱いについては従前の例による。

別表1（開催支援プログラム）

- （1） 島しょ半日観光ツアー 2本程度
- （2） 島しょ半日テクニカルツアー
- （3） 日本文化体験プログラム 2本程度
- （4） ホスピタリティーチームの派遣
- （5） 歓迎バナーの掲出
- （6） アトラクション 2本程度
- （7） 都内関連企業紹介ブースの設置
- （8） その他必要と認められるもの

※最終的な提供内容は参加者及び宿泊数等を考慮し、主催者と協議の上、決定することとする。

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：
助成申請団体名：
代表（役職）名：
氏 名： 印

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請書

下記のとおり、島しょ地域を候補地とする MICE について、プログラムの提供を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 MICE 名称・分類

名称：

分類：（ M ・ C ・ Ex / Ev ）

2 開催計画（計画内容）

別添第1号様式の2のとおり

3 提供希望プログラム ※希望するプログラムに☑してください。

<input type="checkbox"/>	島しょ半日観光ツアー 2本程度
<input type="checkbox"/>	島しょ半日テクニカルツアー
<input type="checkbox"/>	日本文化体験プログラム 2本程度
<input type="checkbox"/>	ホスピタリティーチームの派遣
<input type="checkbox"/>	歓迎バナーの掲出
<input type="checkbox"/>	アトラクション 2本程度
<input type="checkbox"/>	都内関連企業紹介ブースの設置

添付書類

- 開催計画書 申請団体役員名簿
 申請団体定款、運営規約又は類似書類 その他理事長が必要と認める書類

第1号様式の2

開催計画(計画内容)

1	MICE 名称・分類	名称： 分類：(M ・ C ・ Ex / Ev)																														
2	国内主催団体	名称： 所在地： URL： 電話：																														
3	同代表者	役職： 氏名：																														
4	同事務局	名称： 所在地： 電話： 担当者： FAX： e-mail：																														
5	過去の開催地 (3回程度)																															
6	開催地決定時期																															
7	開催概要	<p>会 期： 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)</p> <p>会 場：</p> <p>参加予定者数：国内 名 海外 名 合計 名</p> <p>参加国数：</p> <p>主な参加国名：</p> <p>テ ー マ：</p> <p>日 程：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>-</th> <th>日 時</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>晚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1日目</td> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2日目</td> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3日目</td> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4日目</td> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5日目</td> <td>月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>関連行事：</p>	-	日 時	午 前	午 後	晚	第1日目	月 日				第2日目	月 日				第3日目	月 日				第4日目	月 日				第5日目	月 日			
-	日 時	午 前	午 後	晚																												
第1日目	月 日																															
第2日目	月 日																															
第3日目	月 日																															
第4日目	月 日																															
第5日目	月 日																															
8	開催地の魅力発信 に関する計画																															
9	ビジネスマッチン グ実施の計画																															
10	暴力団に関する規 定への該当(要綱第 3条第1項(8))	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する																														

第2号様式（第7条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用承認通知書

令和 年 月 日付で利用申請のあった当該 MICE について、下記のとおり開催支援プログラムの提供内容（限度）を通知します。

記

決定番号	
MICE 名称・分類	名称： 分類：（ M ・ C ・ Ex / Ev ）
会 期	
会 場	
開催支援プログラム 提供内容	

第3号様式（第7条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用不承認通知書

下記の MICE について、開催支援プログラムは支援の対象外となりましたので、ご通知申し上げます。

記

MICE 名称・分類	名称： 分類：（ M ・ C ・ Ex / Ev ）
------------	-------------------------------

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：
助成申請団体名：
代表（役職）名：
氏 名： 印

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請の変更・取消申請書

令和 年 月 日付（文書番号）で開催支援プログラムの通知を受けた当該 MICE
について、下記のとおり変更・取消を申請します。

記

1 MICE 名称・分類

名称：

分類：（ M ・ C ・ Ex / Ev ）

2 変更又は取消の内容

3 変更又は取消の理由

注) 変更又は取消の内容及び理由は、詳細に記入してください。又、変更又は取消の根拠となる資料を別紙により、添付してください。

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム利用申請の
変更・取消に係る通知書

令和 年 月 日付で申請のあった当該 MICE に係る変更・取消申請について、
下記のとおり通知します。

記

決定番号	
MICE 名称・分類	名称： 分類：(M ・ C ・ Ex / Ev)
決定事由	申請内容について【 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消】を【 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 否認】します

第6号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：
助成申請団体名：
代表（役職）名：
氏 名： 印

島しょ地域における MICE 開催支援プログラム 開催結果報告書

令和 年 月 日付（文書番号）にて、開催支援プログラムの利用決定通知を受けた当該 MICE について、開催結果を報告します。

記

決定番号	
MICE 名称・分類	名称： 分類：（ M ・ C ・ Ex / Ev ）

添付書類

- MICE 開催に伴う制作物等
- 開催支援プログラム事業実績報告書（第6号様式の2）
- 「Carbon Footprint Calculator for Business Events in Tokyo」算定結果
（活用した場合のみ）
- その他理事長が必要と認める書類

第6号様式の2（第11条関係）

開催支援プログラム事業実績報告書

1	支援プログラム内容 (具体的に記述)	
	支援プログラムについて (主催者所感)	1 利用したプログラムの評価 (ア よかった イ 普通 ウ 改善を望む) 2 1で選んだ回答の理由をお答えください。 () 3 今後、提供を望むメニューがあれば、具体的にご記入ください。 ()
2	(MICE 参加者所感)	1 プログラムを利用した MICE 参加者の感想・意見をご記入ください。